

2 福祉・保育等

ア 介護

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
特別養護老人ホームのホテルコストの利用者負担 (厚生労働省)	特別養護老人ホームの入居者については、個室化の推進により居住環境が抜本的に改善されることから、従来の介護・食事に係る利用者負担のほか、ホテルコストを原則として利用者負担として徴収するよう見直す。また、そうした負担に耐えられない低所得者層については、一定の配慮を検討する。	検討	結論	措置(4月)	(厚生労働省) 社会保障審議会介護給付費分科会において、平成15年4月からの第2期事業計画期間に向けた介護報酬の見直しについて審議中であり、ホテルコストの在り方についても、全室個室・ユニットケアを特徴とする新型特別養護老人ホームの介護報酬の検討の中で審議中である。		
施設介護サービスへの民間企業の参入 (厚生労働省)	民間企業による特別養護老人ホームの経営参入については、介護保険法施行後の介護保険サービスの提供状況等の効果を踏まえ、事業の継続性や安定性の確保の可能性などを見ていく必要があるが、特別養護老人ホームと同様の要介護者に対応できるようなケアハウスについて、関係通知の改正により、公的部門や社会福祉法人以外の株式会社等が、都道府県知事の許可によって設置・経営主体となり得ることとする。	措置済			(厚生労働省) 平成13年度第1次補正予算において、ケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大し、平成13年11月16日付けで関係通知を改正。また、同補正予算において、PFI法の枠組みを活用した整備を行う一定の場合における施設整備費について、新たに国庫補助対象に追加したところである。 【平成13年11月、平成14年1月厚生労働省老健局長通知】		
PFI法を活用した公設民営方式の推進 (厚生労働省) (内閣府)	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)(平成11年法律第117号)を活用した公設民営方式は、官民の契約に基づいて、PFI事業者が施設を建設し、地方公共団体がそれを買い取った上で、これを当該PFI事業者に運営させるものである。今般、同方式に基づき整備されるケアハウスについて、地方公共団体が施設を買い取る費用を新たに国庫補助の対象としたところであり、このほか、「公有財産を無償又は時価より安い対価で選定事業者を使用させることができる」としているPFI法第12条第2項を活用していくこととする。これらにより、PFIを活用した公設民営を促進する。	一部措置済 【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(平成13年法律第151号)】	逐次実施		(厚生労働省) 平成13年度第1次補正予算において、ケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大し、平成13年11月16日付けで関係通知を改正。また、同補正予算において、PFI法の枠組みを活用した整備を行う一定の場合における施設整備費について、新たに国庫補助対象に追加したところである。 (内閣府) 先の臨時国会においてPFI法が改正され、行政財産の貸付けの取扱いに関する規制の緩和が行われた(平成13年12月)		

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
		(13年12月施行) 【平成14年1月23日厚生労働省発第0123001号】					
痴呆性高齢者グループホーム等の情報公開等の推進 (厚生労働省)	b 密室性が高く、利用者保護の体制整備が特に求められる痴呆性高齢者グループホームにおけるケアの質を確保するために、情報公開等を推進する。	措置済				(厚生労働省) グループホームの情報公開については、関係団体等によるインターネットのホームページを用いた個別のグループホームに関する情報提供が開始されたところである。	
介護事業者の情報公開、利用者や第三者による評価の推進等 (厚生労働省)	公的部門、社会福祉法人、民間企業等といった経営主体にかかわらず、利用者やその家族が事業者を選択する際に活用できるチェックリストの作成などにより、介護事業者の情報公開義務を適切に果たさせるとともに、第三者評価を推進する。また、消費者利益の観点から、その運営に関する監視体制の強化を図る。	一部措置済	逐次実施			(厚生労働省) サービス事業者が遵守すべき運営基準において、サービスの選択に資する情報について、書面による交付と説明の義務づけを行っており、今後とも、各都道府県による指導等を通じてその適切な運用を図っていくこととしている。また、契約制度を前提とした介護サービス利用者の一層の保護を図るため、サービスの質の向上や適正な実施の観点から、介護サービスのほか、介護予防・生活支援サービス等を含めた地域密着型のサービス情報マップを作成し、サービスの周知を図るとともに、利用者のサービス選択に資することを目的とした地域サービスマップの作成に対する支援をおこなっている。さらに、介護保険の指定サービス事業者の選択に資する観点から、利用者やその家族が事業者を選択する際に活用できるようなチェックリストを作成し、各自治体を通じて配布することとしている。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
介護と医療との連携のための諸規制の改革 (厚生労働省)	b 医療保険と介護保険が重複して適用され得るサービスについては、介護保険が適用されると医療保険からの給付は受けられない仕組みとなっているものの、一部の医療サービスについては、主治医の「特別指示書」があれば、2週間は医療保険からの給付が受けられるため、本制度が濫用されているとの指摘もあることから、こうしたサービスに関する医療保険給付の適用範囲については、一層の周知徹底を行う。	措置済			(厚生労働省) 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び介護保険の相互に関連する事項等について」(平成12年3月31日保険発第55号・老企56号・老健80号)の趣旨を徹底する旨の通知を发出。 【平成14年3月8日保医発第0308009号厚生労働省保険局医療課長通知】	

イ 保育

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
公立保育所の民間への運営委託等の促進 (厚生労働省) (内閣府)	b 学校の余裕教室等活用されていない公的施設・土地など潜在的資源の積極的活用やPFI方式の活用などにより、公設民営を促進する。	一部措置済【児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)】 【民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正	逐次実施		(厚生労働省) 平成13年11月の児童福祉法の改正により、保育需要の増大している市町村は、公有財産の貸し付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の供給を効率的かつ計画的に増大させるものとされたところ(「児童福祉法の一部を改正する法律」平成13年11月30日法律第135号)。 平成13年度第一次補正予算より、社会福祉法人等への貸与目的での地方公共団体による保育所整備、PFI方式による保育所整備について国庫補助の対象に追加したところ。また、社会福祉法人等への貸与目的での地方公共団体による保育所整備、公有地取得について、起債対象にも追加されたところ。なお、PFI方式を活用する場合の取扱いについては、保育所PFI実施マニュアルを平成14年3月に都道府県等に配布した。 (内閣府) 先の臨時国会においてPFI法が改正され、行政財産の貸	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
		する法律案(平成13年法律第151号)【(13年12月施行)】			付けの取扱いに関する規制の緩和が行われた(平成13年12月)。	
保育士に関する諸規制の改革(厚生労働省)	a 保育士の質を維持・向上する観点から、保育士の卒後研修について、研修内容をインターネットで提供すること等現場の保育士が学びやすい仕組みを構築する。	措置済			(厚生労働省) 保育士の研修内容等を「i-子育てネット」(http://www.i-kosodate.net)において情報提供中。	
	b 保育需要の多様化、増大に柔軟に対応できるようにするため、また、離職した保育士が再び保育現場で活躍できる環境を作ることに資するため、短時間勤務の保育士の配置が更に柔軟に行えるよう、短時間勤務保育士は各保育所に配置すべき保育士定数の2割以内などとしている規制の一層の緩和を検討する。	検討	措置		(厚生労働省) 短時間保育士の年度途中の配置に係る制限(保育士定数の2割以内)の撤廃を実施(「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」の一部改正について)平成13年3月30日付け雇発第218号)。また、平成13年度中に通知を発出し周知徹底を図ったところ(「待機児童ゼロ作戦の推進について」平成13年9月6日付け雇保第35号) 「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18日付け雇発第85号)の改正案について、パブリックコメントを実施。(平成14年4月)	
	c 認可外保育施設を含めた保育の質の向上のため、保育士の資格を国家資格とし、業務の定義、知事による試験・登録の実施等に関する規定を整備し、保育士でない者が保育士を称することを禁止する(保育士の名称独占等)等の措置を講ずる。	法案成立、公布	措置(公布後2年以内に施行予定)		(厚生労働省) 保育士の名称独占等については、平成13年11月の児童福祉法の改正により対応。 【児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)】	
保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入(厚生労働省)	平成9年の児童福祉法の改正による新しい入所方式の実施状況、待機児童の状況、介護保険や障害者支援費方式の実施状況等を踏まえ、長期的には、保護者が直接保育を希望する保育所に申し込み、当該保育所が審査・決定を行うことができないか、その可否について検討する。 また、利用者と施設との直接契約を締結する際には、保育の質の確保に留意しつつ、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式の導入ができないか、その可否についても長期的に検討する。	可否について長期的に検討		(厚生労働省) 平成9年度の児童福祉法の改正により、保育所の入所方式は利用者が希望する保育所を選択できる仕組みに改められたところであり、この制度の定着を目指すこととしているところ。		

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
保育所に関する情報公開、第三者評価の推進 (厚生労働省)	認可保育所においても保育の質・内容は多様であり、利用者が安心して保育所を選ぶことが可能になるだけでなく、運営側もそれを参考に更なるサービスの質の向上が図れるよう、現行法令を適切に運用し、経営主体にかかわらず、保育所の情報公開を進める。また、第三者評価については、ガイドラインを作成し、その取組を促進する仕組みを整備する。	措置済(ガイドライン作成)	措置(ガイドライン作成以外)			(厚生労働省) 「i-子育てネット」(http://www.i-kosodate.net)において提供中の子育て情報の更新を逐次実施。 「児童福祉施設等評価基準検討委員会」において、児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価基準等に関して検討を重ね、最終報告書が取りまとめられた(平成14年3月)。平成14年5月に第三者評価の評価基準及び実施方法を示したガイドラインを策定し、都道府県等に通知。	
認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底 (厚生労働省)	a 認可保育所について、特に公立保育所を中心に、待機児童の多い地域においては、定員基準の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備にかかわる設置基準等については、その見直しを検討する。さらに、分園の積極的促進を図ることにより、サービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図る。	直ちに検討に着手、逐次実施				(厚生労働省) 定員の弾力化等既に実施した規制緩和措置の周知徹底を実施(「待機児童ゼロ作戦の推進について」平成13年9月6日付け雇児保第35号)	
	b 待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、認可基準等に適合した保育所についての迅速・的確な認可などにより、保育需要があるにもかかわらず、認可保育所の供給を抑制しないことが必要である。このため、既に実施された規制緩和措置について、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図る。	一部措置済	逐次実施			(厚生労働省) 定員の弾力化、設置主体制限の撤廃等既に実施した規制緩和措置の周知徹底を実施(「待機児童ゼロ作戦の推進について」平成13年9月6日付け雇児保第35号)。 「保育所分園の設置運営について」(平成10年4月9日付け雇児保第85号)の改正案について、パブリックコメントを実施。(平成14年4月)	
保育所への株式会社等の参入の促進 (厚生労働省)	民間企業が効率的な経営の結果として得た剰余金が、さらに保育の事業拡大のインセンティブを阻害しないよう、関係通達の見直しを図り、会計処理の柔軟化を進める。	措置済				(厚生労働省) 「『保育所運営費の経理等について』等の一部改正について」(平成14年3月29日雇児保第0329030号)及び「『保育所運営費の経理等について』の取り扱いについて」等の一部改正について」(平成14年3月29日雇児保第0329003号)により対応。	
認可外保育施設に対する指導監督の徹底 (厚生労働省)	a 第153回国会において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正を行い、認可外保育施設に対する地方公共団体への届出、毎年の運営状況の報告、設備運営に係る掲示・利用者への書面交付を義務付けた。また、地方公共団体は、毎年認可外保育施設に係る運営状	逐次実施 (13年11月法案成立、公布。公布後1年以内に施行予定)				(厚生労働省) 認可外保育施設に対する監督の強化(届出制の創設等)については平成13年11月の児童福祉法の改正により対応 【児童福祉法の一部を改正する法律(平成13年法律第135号)】	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
	況や立入調査結果を公表することとし、悪質な施設に対する勧告・公表を行うことができることとなった。さらに、都道府県と市町村との連携も強化することとなった。こうした法改正の趣旨を周知徹底するとともに、認可外保育施設に対する指導監督の徹底を図る。						
	b 保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。	逐次実施				(厚生労働省) 待機児童ゼロ作戦を推進するため、必要な経費を平成14年度予算案に計上したところ。	
保育所と幼稚園の施設共用化等による連携強化(厚生労働省)(文部科学省)	就学前児童の保育と教育の多様なニーズに的確に対応できるよう、保育所と幼稚園等の教育施設との施設の共用化(文部省・厚生省による平成10年の指針)を促進するとともに、保育所と幼稚園の連携事例を情報提供することなどにより、運営や施設利用の面で一層連携を深める。ただし、運営においては現在の親の就労や子育ての実態に即し、社会のニーズにこたえるものにする。また、多様な保育ニーズにこたえる観点から、幼稚園における預かり保育の拡充を図る。	措置済				(厚生労働省)(文部科学省) 施設・設備を相互に共用できるよう、両省が共同して施設の共用化等に関する指針を作成(平成10年3月) 合築等による整備例155例(平成13年5月現在) 両省が共同して保育所と幼稚園の連携事例集を作成し、ホームページに掲載(平成14年3月) (文部科学省) 幼稚園における「預かり保育」については、平成13年6月1日現在、約55%の幼稚園が実施しており、平成14年度予算において約6億円増の約19億円を計上するなど拡充を図った。	

エ 社会福祉法人

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し(厚生労働省)	既に行われた規制緩和措置について、地方公共団体に対し一層の周知徹底等を図る。また、担当行政部門間の円滑な調整を図り、行政の不整合をなくし、社会福祉法人のより効率的な運営や、そのサービスの供給拡大を図る。	一部措置済	必要に応じて逐次実施			(厚生労働省) 平成14年1月16日に開催された全国厚生労働関係部局長会議において、各都道府県市に対して、既に行われた規制緩和措置等について周知徹底を図るなどの対応を行った。また、同年3月4日に開催された社会・援護局主管課長会議においても、同様に協力依頼を行ったところ。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
社会福祉法人の在り方の見直し (厚生労働省)	a 社会福祉法人の在り方について、現行の方式だけでなく、多様な形態の社会福祉法人の在り方について検討を開始する。	結論			(厚生労働省) 質の高いサービスの効率的な提供に資する実務上の事項について見直しを行い、資産要件の緩和や自らの収益を充てることのできる事業の拡大等の運用の改善を行うこととした。各事項につき、具体的内容について検討に着手。	
	b 社会福祉施設の運営費の剰余金の使途については、依然として制約が大きいため、関係通知(平成5年)を、例えば、以下の点について早急に検討すべきである。 (a) 本部会計への繰入れの対象範囲、人件費・修繕費・備品等購入引当金等の上限 (b) 社会福祉事業と公益事業との資金移動や、同一の法人が経営する複数の施設・事業間での運営費の繰入れ (c) 社会福祉法人が本来の施設に加え、公的補助の対象とならない追加的な施設を整備する場合、それを担保に借入れを行うこと	早急に検討		結論	(厚生労働省) 社会福祉施設の運営費の使途については、業務の性格に応じて、社会福祉法人の在り方を踏まえつつ、平成15年度中に結論が出せるよう検討しているところ。 特に障害者施設については、平成15年度から利用者が自分で施設を選択し、直接施設と利用契約を結ぶこととなるので、それに併せて剰余金使途の自由化を前向きに検討しているところ。	
社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進 (厚生労働省)	消費者の選択の幅を拡大するとの観点から、社会福祉法人について株式会社並みの公認会計士等による会計監査等の一層の普及を図るなど、情報公開のための基準の強化を図る。また、社会福祉法人の公益性にかんがみ、収支決算書、事業報告書、監事の意見書等は、インターネット上での公開を促進する。	一部措置済	必要に応じて逐次実施		(厚生労働省) WAM NETの活用によるインターネット上の情報公開について、平成13年10月5日付けで各都道府県あてに協力依頼等の通知を発出するとともに、「規制改革の推進に関する第1次答申」(平成13年12月11日総合規制改革会議)で指摘されている他の事項と併せて平成14年1月16日に開催された全国厚生労働関係部局長会議において、各都道府県市に対して、既に行われた規制緩和措置等について周知徹底を図るなどの対応を行った。また、同年3月4日に開催された社会・援護局主管課長会議においても、同様に協力依頼を行ったところ。	
社会福祉協議会の役割の見直し (厚生労働省)	平成12年に改正された社会福祉法は、市区町村社会福祉協議会が、地域福祉の推進のための中心的な役割を担うことを明確にした。このため、社会福祉協議会については、他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて、重点的に取り組んでいく役割を担うものとする。なお、在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存することなく、当該地域におけるサービスの実態を踏まえ	一部措置済	必要に応じて逐次実施		(厚生労働省) 平成14年1月16日の全国厚生労働関係部局長会議において、都道府県、指定都市及び中核市に対して、他の民間事業者、社会福祉法人では行いにくいサービスについて重点的に取り組んでいく役割を担うべきであること及び在宅福祉サービスの実施に当たっては、公的助成のみに依存すること	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	て、ほかの事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めるよう、周知徹底を図る。				なく、当該地域におけるサービスの実体を踏まえ、他の事業主体の参入による競争を妨げることのないよう、適切な運営に努めることが必要である旨の総合規制改革会議の答申(規制改革の推進に関する第1次答申)の内容を踏まえ、社会福祉協議会が地域の実情に応じ、地域福祉の総合的な推進役としてその期待に十分応えるよう指導、支援するよう指示した。 また、平成14年3月4日の社会・援護局主管課長会議においても都道府県、指定都市及び中核市に対して同様に指示したところ。	